

「環境創造センターにおける連携協力に関する基本協定」の概要

平成 27 年 4 月 24 日

福 島 県

1. 背景

環境創造センター（以下「センター」という。）は、放射性物質によって汚染された環境の回復・創造に取り組むため、「福島復興再生基本方針（平成 24 年 7 月閣議決定）」及び「福島県環境創造センター基本構想（平成 24 年 10 月策定）」に基づき、汚染状況の詳細なモニタリング、放射性物質の動態解明、除染技術の開発等に取り組む拠点施設として福島県が設置するものである。

前例のない原子力災害からの環境回復・創造には、世界の英知を結集して取組を進めていく必要があることから、センターには、我が国唯一の原子力に関する総合的な研究開発機関である「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）」、及び我が国の環境研究に関する中核的機関である「国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）」を招致することとした。

今般、福島県、原子力機構及び国環研（以下「三者」という。）は、相互信頼の精神に基づき、センターにおける連携協力に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結するものである。

2. 目的

本協定は、三者が密接な連携の下で各機関の人材、知見等を活用することにより、センターにおける福島県の環境回復及び環境創造への取組を推進することを目的とする。

3. 連携協力の取組

(1) モニタリング

環境放射能モニタリングデータについて、様々な機関が所有する情報を県民等が一括して利用できるようにするとともに、調査研究事業とも連携しながら解析・評価を進める。

(2) 調査研究

安心して生活できる環境の実現や安全と安心が確保された社会の構築に向け、放射線計測、除染・廃棄物、環境動態、環境創造の4つの分野に関連する研究を計画的、体系的に進め、その成果の活用を図る。

(3) 情報収集・発信

各種の調査研究成果やモニタリング結果を収集・整理し、県民等が分かりやすい形で活用できるような情報発信を進めるとともに、世界が注目する知見や経験を国際的に共有するための情報収集・発信を積極的に行う。

(4) 教育・研修・交流

本県の環境の現状や放射線に関する正確な情報を広く伝え、本県の未来を創造する力を育むための教育・研修・交流に取り組んでいくとともに、大学等と連携した長期にわたる研究者の人材育成を進める。

4. 取組の実施時期

本協定の有効期間は、締結の日から平成37年3月31日までの10年間とし、センターの中長期取組方針等にとり、連携協力してセンターにおける取組を効果的、効率的に実施する。

以 上